

5 療育・訓練

1 在宅重度身体障害者訪問診査

1. 内容

身体の障がいにより日常生活に著しい支障のある在宅の重度身体障がい者に、医師、看護師、リハビリテーション専門職等を派遣して必要な診査及び助言、指導等の更生相談を行う。

2. 対象

在宅重度身体障がい者で巡回相談に参加できない者であって、身体的、地理的条件により受診の機会が少ない者

3. 窓口

市町村障がい福祉担当課（実施していない市町村もある）
各区役所保健福祉課（北九州市）

4. 根拠法令・通知

身体障害者福祉法第17条の2

身体障害者福祉法による在宅重度身体障害者訪問診査の実施について（厚生省社会局長通知）

2 身体障がい者（児）巡回相談

1. 内容

〔北九州市〕

身体障がい者更生相談所に来所することが困難な障がい者のために各区を巡回して、肢体不自由にかかる補装具支給の判定を実施している。

- ・各区年1～3回巡回（小倉北区以外）
- ・相談内容は補装具支給の判定（肢体不自由）のみ

〔北九州市・福岡市以外〕

県内に居住する身体障がいのある方に対して、巡回して更生相談に応じるとともに、補装具支給の判定を実施している。

- ・実施期間：4月～12月
県内20カ所（年度により異なる）
- ・費用：無料

2. 対象

身体障がいのある方及びその関係者

3. 窓口

市町村障がい福祉担当課、各区役所保健福祉課（北九州市）

4. 根拠法令・通知

身体障害者更生相談所の設置及び運営について（厚生省社会・援護局長通知）

3 視覚障がい者生活訓練事業

（北九州市：中途視覚障害者緊急生活訓練事業）

（福岡市：視覚障がい者家庭生活訓練事業・視覚障がい者社会生活訓練事業）

1. 内容

視覚障がいのある方に対して、日常生活を送るうえで必要とされる感覚訓練、コミュニケーション訓練、盲人用具の使用法、歩行訓練、援護措置等に関する助言、指導及びその他社会生活上必要な訓練、指導等を行う。

2. 対象

視覚障がいのある方

北九州市：身体障害者手帳（視覚障がい）を有している方や難病等（障害者総合支援法に定める疾病）の方

3. 窓口

福岡県 社会福祉法人福岡県盲人協会
福岡県障害者社会参加推進センター

北九州市 各区役所保健福祉課

福岡市 社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会

各市町村 【126～128頁 No.21 参照】

4 オストメイト社会適応訓練事業

1. 内容

ストマ用装具の装着者に対して、装具の正しい使用方法、社会生活に必要な基本的事項についての訓練指導を行う。

2. 対象

オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）

3. 窓口

福岡県 公益社団法人日本オストミー協会福岡県支部
福岡県障害者社会参加推進センター

北九州市 公益財団法人北九州市身体障害者福祉協会

福岡市 公益社団法人日本オストミー協会福岡市支部

5 音声機能障がい者発声訓練・指導者養成事業

1. 内容

疾病等により喉頭を摘出した音声機能障がいのある方に対して、発声訓練を行うとともに、その指導に携わる指導者の養成を行う。

2. 対象

発声訓練の対象：音声機能障がいのある方で発声能力の回復が見込まれる者

指導者養成の対象：音声機能障がいのある方の発声訓練指導に理解と熱意を有する者

3. 窓口

公益財団法人福岡県身体障害者福祉協会
福岡県障害者社会参加推進センター

6 聴覚障がい者等生活訓練

1. 内容

聴覚障がいのある方等に対し、職業生活、コミュニケーションの方法、人間関係、生活設計、育児、芸術、文化な

ど社会生活に必要な知識、情報について訓練指導を行う。

2. 対象

聴覚障がいのある方、音声または言語機能障がいのある方

3. 窓口

福岡県 社会福祉法人福岡県聴覚障害者協会
福岡県障害者社会参加推進センター

北九州市 特定非営利活動法人北九州市聴覚障害者協会

福岡市 社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会

7 知的障がい者生活訓練事業

1. 内容

知的障がいのある方が地域で日常生活を送るうえで必要な知識の習得及び技術を身につけるため訓練、指導を行う。

2. 対象

知的障がいのある方及びその家族、ボランティア等

3. 窓口

公益社団法人福岡県手をつなぐ育成会
福岡県障害者社会参加推進センター

8 慢性疾病児童等療育相談支援制度

1. 内容

慢性的な疾病により長期にわたり療養を必要とする児童について、適切な療育を確保するために、その疾病の状態及び療育の状況を随時把握するとともに、その状況に応じて適切な療育指導を行い、慢性疾病児童等の健全育成及び自立促進を行う。

2. 対象

- (1) 小児慢性特定疾病
- (2) その他長期にわたり療養を必要とする疾病

3. 窓口

各保健福祉（環境）事務所

4. 根拠法令・通知

児童福祉法第19条の22

9 心身障がい児療育訓練

1. 内容

心身障がいのある児童に対し、心理的手法によるリハビリテーションを実施することにより、機能の拡大と回復を図る。

2. 対象

脳性小児マヒ児を主体とする障がいのある児童

3. 窓口

社会福祉法人夜須高原福祉村 やすらぎ荘
朝倉郡筑前町三箇山字北ヶ谷508
TEL 0946-42-2097

4. 根拠法令・通知

福岡県心身障がい児療育訓練事業要綱

10 肢体不自由児等早期訓練

1. 内容

肢体不自由児等のうち、特に幼児を対象として医療専門職員をもって機能訓練を行う。

また、保護者に対して、家庭における訓練方法等も併せて指導を行う。

2. 対象

在宅の肢体不自由児等（原則として幼児）

3. 実施場所

ともだちのいえ
TEL0944-32-9278
サン・アビリティーズいづか
TEL0948-29-3087
田川総合庁舎
TEL0947-42-9315

4. 窓口

公益社団法人福岡県肢体不自由児協会
社会福祉法人日本厚生学園りんどう学園

5. 根拠法令・通知

福岡県肢体不自由児等早期訓練事業要綱

11 在宅肢体不自由児等療育講座

1. 内容

在宅の肢体不自由児（乳幼児が主体）及び保護者等を対象に早期療育の重要性について認識と理解を深めるための講座や、専門スタッフによる機能訓練や診断を行い、身体機能の回復を図ると共に関係機関の相談業務等も実施。県内各地で年2回開催。

2. 対象

在宅の肢体不自由児（心身障害児を含む。）及び保護者等

3. 窓口

公益財団法人福岡県肢体不自由児協会

4. 根拠法令・通知

在宅肢体不自由児等療育講座開催要綱

12 障がい児等療育支援事業

1. 内容

在宅の障がいのある児童及び障がいのある方の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図ること等を目的としたもの。

2. 対象

地域で生活する障がいのある児童及び障がいのある方

3. 窓口

各障がい児等療育支援事業各実施施設【356～358頁参照】

4. 根拠法令・通知

障害者総合支援法第78条

地域生活支援事業等の実施について
 (厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

1.3 発達障がい児等療育支援事業 (医療連携型)

1. 内容

在宅の発達障がいのある児童及び発達障がいのある方の地域における生活を支えるため、身近な地域で医学的知見に基づく療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図ること等を目的としたもの。

2. 対象

地域で生活する発達障がいのある児童及び発達障がいのある方 (政令市及び中核市は除く)

3. 窓口

各発達障がい児等療育支援事業 (医療連携型) 実施施設
 【470頁参照】

4. 根拠法令・通知

障害者総合支援法第78条
 地域生活支援事業等の実施について
 (厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

1.4 心身障害児 (者) 外来療育等指導 (相談) 事業 (北九州市)

1. 内容

指定施設において、在宅の障害児 (者) 及びその保護者に対し、外来の方法により障害に関する各種の相談に応じ、家庭療育に関する必要な助言・指導等を行う。

2. 対象

県内に居住する在宅の心身障害児 (者) 及びその保護者

3. 窓口

北九州市障害児等地域療育支援事業各実施施設

4. 根拠法令・通知

(厚生省児童家庭局長通知)
 心身障害児 (者) 施設地域療育事業の実施について
 障害児 (者) 地域療育等支援事業の実施について

1.5 発達障がい者支援センター運営事業

1. 内容

- (1) 発達障がいのある方及びその家族等に対する相談支援
- (2) 発達障がいのある方及びその家族等に対する発達支援
- (3) 発達障がいのある方等に対する就労支援
- (4) 関係施設及び関係機関等に対する普及啓発及び研修

2. 対象

自閉症・アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい・学習障がい・注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢で発現するもののうち、言語の障がい・協調運動の障がいその他心理的発達の障がい並びに行動及び情緒の障がいを有する障がい児 (者) 及びその家族

3. 窓口

〔北九州市以外の北九州地域〕

福岡県発達障がい者支援センター

北九州市小倉南区春ヶ丘10-4北九州市立総合療育センター内

TEL 070-1242-1503

FAX 093-922-5523

〔福岡市以外の福岡地域〕

福岡県発達障がい者 (児) 支援センター「Life (ライフ)」

春日市原町3-1-7クローバープラザ1階

TEL 092-558-1741

FAX 092-558-1742

〔筑豊地域〕

福岡県発達障がい者支援センター「ゆう・もあ」

田川市大字夏吉4205-7

TEL 0947-46-9505

FAX 0947-46-9506

〔筑後地域〕

福岡県発達障がい者支援センター「あおぞら」

八女郡広川町大字一条1361-2

TEL 0942-52-3455

FAX 0942-53-0621

〔北九州市〕

北九州市発達障害者支援センター「つばさ」

北九州市小倉南区春ヶ丘10-4北九州市立総合療育センター内

TEL・FAX 093-922-5523

【西部分所】

北九州市若松区大字小敷566-8北九州市立小池学園内

TEL・FAX 093-922-5523

〔福岡市〕

福岡市発達障がい者支援センター「ゆうゆうセンター」

福岡市中央区地行浜2-1-6福岡市発達教育センター内

TEL 092-845-0040

FAX 092-845-0045

4. 根拠法令

発達障害者支援法、発達障害者支援センター運営事業実施要綱